



第 12 号

発行人 伊藤 堯  
 編集人 小笠原 正

日本スポーツ法学会事務局

〒105 東京都港区芝センタービル4階

電話 〇三 三四五七 七一二

FAX 〇三 三四五七 七二三五

日本スポーツ法学会  
 日本臨床スポーツ医学会 共催

『共同研究会・シンポジウム』開催

平成十年七月二五日(土)午後、共同研究テーマ「スポーツ

の結び付きの必要性を痛感する研究会となった。

ること、それらの問題解決に今回の研究会に期待したいことが述べられた。講演の部では、ま

下、金沢大学文法経棟講堂において開催(講演、シンポジウム及び討論の三部)された。医師会の「生涯教育・健康スポーツ医資格更新講習会」の認定講座に指定され、多数の来場者を迎えた。スポーツ事故を巡るスポーツ法学と臨床スポーツ医学と

菅原哲朗会員とが務めた。鴨野幸雄(金沢大学法学部長)会員による会場校あいさつの後、梅田俊彦・石川県医師会会長から開会のあいさつがあった。医師間では、診断書をどのように書けば医師としての責務をまっとうできるか等の問題に直面してい

ず臨床スポーツ医学の立場から、村山正博・日本臨床スポーツ医学理事より「スポーツと突然死」と題して論じられた。突然死の意義にはじまり、一般人についての概要、スポーツでの発

スポーツを楽しむ一般人との「目的」(金銭・記録等か、健康か)の違いに対する理解が必要なることを強調しつつ、心臓疾患に起因するケースが多いこと、蘇生術の実施の重要性(アメリカでは不実施が訴訟問題となる)が力説された。

スポーツ法学の立場からは、伊藤堯・日本スポーツ法学会会長より「スポーツ事故における法的諸問題」と題して、これまでのスポーツ法学の流れを踏まえて、スポーツ法学発展のための提言がなされた。すなわち、最近の判例に登場する難解な事故症例(医学用語)への理解の重要性を説くとともに、「セイフティ(安全な)・スポーツ」というより、救急措置や保険等の保障の確保までを視野に入れた「セキュリティ(安心できる)・スポーツ」を論じ、スポーツ法学会の責務がこれらの目的を達

するためには、臨床スポーツ医学会の協力が是非とも必要であるとの熱いアピールが提示された。

シンポジウムの部は、五人の論者により、共同研究テーマに関連した各々の観点から、発表があった。

川久保清（東京大学）会員による『スポーツの参加基準』では、疾患を持つ人がスポーツに参加したい場合の判断基準について、スポーツにおける医学的検査の目的、第一次検査、第二次検査、スポーツ参加の可否の判断、の角度から論じられた。医師が判断基準を示したとしても、その者が医師の判断をどうとらえるかは個人の問題であり、ここに解決の困難さがある旨が最後に指摘された。

武者春樹（聖マリアンナ医科大学）会員による『スポーツ参加のための診断書』では、まず、

診断書を発行する医師の法的責任問題が、両学会がつなぐる要因であったこと、診断書をめぐる状況の変化（自分のための診断書から、フィットネスクラブ等が免責を得るための診断書）及びそれに伴う医師の困惑が述べられた。その上で、スポーツ参加者のメディカルチェックでの検査項目及び診断書書式の各案が提示された。更に、スポーツ医と一般医師との間に診断書作成上の法的責任（注意義務）に差があるのかとの問題提起がなされた。

宇都木伸（東海大学）会員による『スポーツ診断書の法的性格』では、スポーツ事故では、基本的には、参加者の自己責任であるとし、例外的状況で医師が登場するとする。武者報告を受けける形で、内因性のスポーツ事故が発生した場合の診断書を書いた医師の法的責任に関して、

関連する判例を取り上げて論じられた。

日野一男（実践女子短大）会員による『スポーツ事故における指導者の責任』では、指導者の様々な「不知」が示され、それによる事故発生の危険が指摘された。「不知」として、現代の子の潜在的危険性、トレーニング理論、活動者の身体的特性、種目特性、施設特性、活動期の自然環境、医学的情報、事故統計資料、の各不知が列挙され、その上で判例を踏まえて指導者の法的責任が論じられた。

野崎明（石川県教育センター）による『スポーツ事故と情報公開』では、現在の学校の現状（生徒の危険回避能力の低下等）を踏まえ、課外スポーツクラブ（部）活動事故に関する判例の問題点が指摘された。積極的な事故防止対策として、危険情報の公開・共有及びこれに基づく安

全教育の徹底が論じられた。

討論の部では、大学での心電図等の実施（回数も）及び麻薬等使用の証明における検査内容・程度、高校での運動選手に必要なメディカルチェックの内容、医学会のガイドラインや診断書に関する諸問題（医療水準たりうるか、医療慣行との優劣、ガイドラインに従った場合の学会の法的責任、診断書作成におけるスポーツ医と一般医師との責任の差）等について質疑がなされた。

最後に濱野吉生・日本スポーツ法学会副会長より、閉会のあいさつとして、共同研究会が成り功裡に終わったことが述べられた。

（敬称省略）  
（吉田勝光 記）



# 一九九八年 第三回 理事会議事要録

九八年九月二六日早稲田大学

出席者 伊藤会長 濱野副会

長 千葉 菅原 諏訪 永井

山田 萩原 小笠原 佐藤監

事 \* 委任状 森川 井上

坂本 池井監事 金沢シンポ

ジウム報告のため根保会員が

参加

第一議題「新入会員に関する

件」では、野崎明(石川県教

育センター)、服部光男(成蹊

学園健康管理センター)、今村

幹雄(東京第二弁護士会仲裁

センター)、中山鹿次(ランニ

ング・リースアドバイザー)、

川久保清(東京大学)、藤井政

則(阪南大学)、高橋めぐみ

(神奈川大学)の入会が承認さ

れた。

第二議題「日本臨床スポーツ

医学会との共同シンポジウム

について」では、学会予算の

二〇万円について、その決算

を事務局長が報告するととも

に、現地実行委員会より根保  
会員が、資料に基づき状況報  
告と会計報告を行い、承認さ  
れた。参加者一九七名であつ  
た。

第三議題「大会における個人

研究発表について」では、田

中誠、吉田勝光、森浩寿、小

谷寛二、水沢利栄の各会員か

ら申し込みがあり、検討の結

.....

## 一九九八年 第四回

# 理事会議事要録

九八年十月二四日早稲田大学

出席者 伊藤会長 濱野副会

長 千葉 永井 小笠原 \*

委任状 坂本 山田 菅原

萩野 森川 湯浅 井上 池

井監事 佐藤監事

第一議題「大会日程について」

は、既に会報十一号に掲載さ

果、全員に発表してもらったこ  
ととなった。

第四議題「人事について」は、

任期満了による、会長その他

の人事について、次回までに

会長、副会長、事務局長、三

部会長が協議し、原案を作る

こととした。

「その他」では、シンポジウ

ム提言者である小林真里会員

が、都合により提言できなく

なったので、他も求めること

とした。

.....

れているように(四月十一日

理事会議事要録)、進めること

が確認された。

第二議題「人事について」は、

会長、副会長、事務局長、三

部会長の協議による原案が承

認され、総会に会長より提案

することとした。理事会人事

として、年報編集長に中村裕

司、新事務局に望月浩一郎

(会計)、千田志郎(庶務)を

加える事とし、高橋雅夫、

佐々木光明、増尾均と、交替

することとした。

第三議題「一九九八年活動報

告並びに一九九九年事業計画、

一九九八年会計報告並びに一

九九九年予算案について」協

議の結果承認された。

「その他」年報六号の、依頼

原稿執筆者二名、書評二名の

人選を早急に進めることとし

た。また、事務所について、

移転する可能性が報告された。

次回一九九九年四月一〇日

(土)一四・〇〇早稲田大学を

予定。



# 共同研究会 日本臨床スポーツ医学会 との共同研究会について

一九九八年一月二四日学会事  
務所

出席者 長島 武者 川久保  
菅原 宇都木 小笠原

認定医制度を総合的に検討し  
た。

金沢大学における両学会による  
シンポジウムのテーマを  
「スポーツ事故の防止と医療を  
考える」(仮案)として、講演  
者提言者等を決めた。また、  
『月間体育施設』の新連載「ス  
ポーツの法と医学」の執筆分  
担を決めた。この日は、ドー  
ピングの問題について、佐藤  
が報告することになっていた  
が、都合で出席できず次回回  
しとした。

一九九八年四月二五日学会事

務所

出席者 長島 武者 川久保  
望月 菅原 宇都木 小笠原

金沢大学における日本臨床ス  
ポーツ医学会と日本スポーツ  
法学会との共催によるシンポ  
ジウム(七月二五日)の、プ  
ログラム、その他総合的実施  
案について協議し、決定した。  
「スポーツにおけるドーピン  
グと医療 医師の対応と責任  
(ドイツを中心に)」佐藤、

「スポーツドクターと学会認定  
医制度」宇都木、の報告を中  
心に研究協議した。

一九九八年九月二六日早稲田  
大学

出席者 長島 武者 川原  
貴(東京大学) 菅原 小笠原

「アンチドーピング協議会の  
議事状況」佐藤、「日本にお  
けるドーピングの実情と問題  
点、スポーツ仲裁裁判所」川  
原、の報告がなされた。本共  
同研究会を次回(一九九九年  
一月二三日)の総括をもって、  
一応終了とすることとした。

## 年報バックナンバー

第一号 一九九四年

スポーツにおける当事者関係

第二号 一九九五年

スポーツにおける紛争と事故

第三号 一九九六年

スポーツにおける契約の諸問題

第四号 一九九七年

スポーツの権利性と文化性

スポーツの文化性・権利性と法理念

スポーツ文化における権利の形成・侵  
害・放棄

日本スポーツ法学会第四回大会  
基調講演

スポーツにおける自己決定権と契約責  
任 登山事故をめぐる

文化としてのスポーツ

シンポジウム・提言

スポーツの文化性について 「比較ス  
ポーツ文化論」の立場から 稲垣正浩

スポーツルールの構造特性 小谷寛二

テニス環境の保護について テニス会  
員権訴訟における問題点 吉田雅子

シンポジウム・討論要旨

自由研究

野球型スポーツ事故判例に関する一考  
察 これまでに公にされた判例を概観する  
吉田勝光

ニユージーランドにおけるスポーツ振  
興政策とスポーツ事故防止政策  
根保宣行

スポーツ事故における『安全配慮義務』  
理論の機能 田中淳子

スキービンディングとPL法に関する  
研究 水沢利栄

イギリスのFLAをめぐる諸規程につ  
いての一考察 サッカー競技場の安全政策  
におけるライセンス機関、地方行政機関、クラ  
ブの機能的連携 中村祐司

アメリカ四大リーグにかかわる反トラ  
スト法上の取扱いの経緯 リーグにおけ  
る「選手」の取引制限について 川井圭司

子どものスポーツ障害をめぐる社会問  
題 木戸啓起

フランス「体育およびスポーツの発展に  
関する一九七五年一〇月二九日の法律  
第七五 九八八号」の成立過程の研究  
齋藤健司

書評

『スポーツルールの序章』小谷寛二  
Sports and the Law-Major Legal Cases  
井上洋一

学会通信